

会 議 録

会議の名称		第4回学区審議会		
開催日時		令和6年12月6日(金) 開会 15:00 閉会 16:30		
開催場所		つくば市役所 201会議室		
事務局(担当課)		教育局 学務課		
出席者	委員	松本亜希子、根本智、中野真粧美、新井清司、森田修司 篠田さゆり、野口恵実、阿部未保子、古徳君枝 小森谷さやか、小原正彦、宮崎栄二、張元政治、藤井穂高 樋口直宏、巢籠健太郎		
	事務局	教育局長 吉沼正美、教育局統括監 中根英明 学び推進課参事 小野尚文、健康教育課長 柳町優子 教育施設課課長 大口勝也、教育施設課係長 白田孝 教育施設課主事 山田せりか、学務課課長 笹本昌伸 学務課課長補佐 川又文江、学務課係長 大友博幸 学務課主任 霜鳥壮彦		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	3人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 前回審議会における意見等への対応方針等について て (2) つくば市学校等適正配置計画(指針)(案)について		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 前回審議会における意見等への対応方針等について (2) つくば市学校等適正配置計画(指針)(案)について 3 閉会			

<審議内容>

1 開 会

2 議事

会長：それでは、会議の進行をさせていただきます。つくば市学区審議会条例第6条第3項の規定により、審議会の開催は委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は委員24名中15名の出席により、本会議は成立していることを報告いたします。本日の傍聴者は2名です。それでは議事に入ります。本日の審議会では、パブリックコメントの実施に向けて計画の全体を確認していくこととなりますのでよろしくお願いいたします。まずは議事の1として前回の審議会で出された意見等への対応と、その他の変更点について説明がありますので事務局から説明をお願いします。

事務局：はい、事務局です。では次第とクリップ留めになっております資料がございますので、そちらをご覧くださいと思います。こちらの方で前回の審議会等でいただいた意見への対応であったり、その他前回からの変更点につきまして示しておりますので、そちらについてご説明させていただきます。

事務局：それでは資料の児童生徒数推計において、教室不足が想定される学校の対応についてご覧ください。資料の見方なんですけれども、左から学校名、括弧内が現在の保有教室数、次に行きまして右の欄、不足発生年度、括弧内につきましては不足教室数を示しております。次の欄は、MAX時の年度と括弧内は不足教室数となっております。次の欄は今後の対応というような順番になっておりますのでご説明いたします。まず1番目、要小学校につきましては、現保有数は普通教室6、特別支援2、不足発生年度につきましては、11年度に2教室となっております。MAX時においても同様となっております。対応としましては、令和11年から教室不足と

なることから、リース校舎での対応を検討しているところでございます。続きまして、2番の谷田部小学校ですが、令和11年から不足いたします。MAX時は令和14年度に6教室と推計されております。対応としましては、建替えを含めて現在検討中というところでございます。備考欄をご覧ください。基本構想・基本計画の作成を令和7年、令和8年に実施する予定でございます。それに合わせて、先日、地域住民の方との意見交換会の第1回目を11月に開催しているところでございます。続きまして3番目、島名小学校です。香取台小学校も関連しておりますので併記させていただいております。島名小学校は令和11年から不足いたします。つくばエクスプレス沿線開発が進んでおりまして、特に島名小学校の区域におきまして、加速度的に住宅開発が行われまして、児童生徒数の増加が顕著であります。この度、学区を見直しまして、島名小学校の学区の一部を香取台小学校へ変更し、香取台小学校の増築で対応する予定でございます。備考欄でございます。香取台小学校の北側県有地を令和7年度に購入を予定しております。また、その当該用地の一部を利用しまして増築する予定でございます。現在当案件につきましては、学区審議会にて検討中です。学校規模は今きちんと決まっている訳ではありませんが、大体10クラスから15クラス程度の規模になるかと思っております。続きまして高山中学校、令和11年度に教室が不足することから、まずは教室転用を行いまし、令和12年度末まで対応する予定でございます。令和6年度に隣接する県有地1.5ヘクタールを購入いたしまして、校舎を増築していく予定です。今後の不足分に対応していくというような計画でございます。学校規模につきましては、令和17年度には普通教室26、特別支援教室7教室となる推計であることから、それに見合った校舎建設ということになっていくと考えております。令和6年度現在では普通教室16、特別支援4というところになっております。続きまして手代木中学校、これも令和16年

度から不足する推計となっております。現在の校舎、教室転用で対応する予定であります。次にみどりの南中学校、令和10年度から不足する推計となっております。最新の児童生徒数の推計を確認したところ、小学校、中学校の多目的室を活用することで児童生徒の増加ピーク時に対応できる見込みとなったため、増築校舎建設工事を現時点では行わず、今後の推計を改めて精査し、注視しながら検討したいと考えております。備考欄でございますが、小中ピーク時は令和12年度でございます、小中を合わせた教室転用可能な教室11に対しまして、7教室を普通教室として使用するということで対応可能というところでございます。最後に吾妻小学校なんですけれども、不足発生年度及び今後の対応等につきましては、お手元の資料の通りでございます。吾妻2丁目の通称70街区、90街区につきまして、公務員宿舎の売却が予定されておまして、新しいマンション等への入居も想定されることから、今後も開発等の進捗及び児童数の推計に注視して参ります。説明は以上でございます。

事務局：ホチキス留めのもので右上の第4回学区審議会資料となっているところに戻っていただければと思います。先程の学校の対応等にも関連しますけれども、前回香取台中学校について話題がございました。市としての考えの方が右の通りとなります。現状としましては、香取台中学校につきまして、今回の適正配置計画からは記載を削除したいとこちらでは考えております。先程もお伝えしましたが、高山中学校の増設により高山学園全体の児童生徒数ですね、そちらの増加への対応が可能であるという推計をしております。またそういった状況に向けて、県有地の購入と設計等をこれから進めていくというところでございます、現在香取台中学校を計画として持っていないというところから、市の適正配置計画には記載しないという形としたいと考えております。また、香取台小学校の北側の県有地の方なんですけれども、今後市で取得していくという予定ではございますけれど

も、公益施設用地という広い形での購入でございまして、中学校用地と明確にそういった形での購入ではないという形で考えております。3つ目の枠になりまして、小規模特認校について中学校のことについてお話がございました。現状でございまして、中学校につきましても小規模特認校と銘打ったような形での特別な形というのは検討していない状況でございまして。小規模特認校卒業後につきましても、住所地の指定の中学校だけではなく、認定校が属する学園の中学校への進学も認めるという形で検討しております。例えば小規模特認校という形で学区外から栗原小学校に行った方については、もちろん桜中学校へも通っていいですよというような形という意味合いでございまして。また、市全体としましても小規模特認校を予定しております2校だけでなく、全ての学校において子どもたちが伸び伸びと学べる環境の強化を行っていくとともに、学園内の小学校同士、また中学校との交流も進めることで、そういった小規模特認校という形で通っていたお子様につきましても中学校へのスムーズな接続を行っていきたいと考えております。全体に関する方針としまして以上3点でございました。次に、2としてこれまでの審議会資料から記載を変更した点についてお示ししたいと思います。皆様の机の上に左側2箇所ホチキス留めの形で右上第4回学区審議会と書いておりますけれども、目次から始まる、こちらの方が今後パブリックコメントなどで掲載し、市民の方に提供していく計画の草案という形でございまして。ページ数も振っておりますのであわせてご覧いただければと思います。まず計画全体につきましても、全体の章構成としまして、1章、2章を、次が1、2、(1)、①、アという形でこれは全体を統一しましたというみの内容でございまして。次に特別支援学級の算出についてももう少し細かく記載が欲しいという形で前回いただきましたので、冊子の方の23ページをご覧ください。何個か黒い点が打たれているものの中から2番目ですね、こちらの方に非常に簡単ではあるんで

すけれども、現在の児童生徒数と特別支援学級の割合から算出して推計していますという考え方について記載をしております。資料の方1枚めくっていただいて、5章以降全体というところがございます。先程も説明がありました、吾妻2丁目の公務員宿舎跡地の開発が今後行われる想定がございます。こちらにつきまして、冊子の方の37ページご覧いただければと思います。上の方に吾妻小学校があるかと思うんですけれども、注釈をつけさせていただきました。現状いわゆる70街区、90街区というところにつきまして、まだ業者とか開発計画というのが定まっておりませんので、どの程度の戸数が増えるのか、いつからなのかというところが全く決まった数字がないところがございますので、どうしても推計上は反映していないという形にさせていただいております。あわせて、冊子の74ページをご覧いただければと思います。今ご覧いただいた推計値を受けての吾妻小学校の対応方針という形になりますが、右側の動向・課題という部分につきまして、推計の値のみでいきますと児童数が徐々に減っていくという形になるんですけれども、公務員宿舎跡地の開発、これ自体はもう決定しているものがございますので、一期末頃から児童数が増えるのではないかと、そちらにつきまして教室数不足に対応するために増築等の検討を進めるという内容で吾妻小学校と吾妻中学校につきましても同様の形で記載をさせていただいているところがございます。資料の次に戻りまして、5章の期別の推移図における小学校、中学校、義務教育学校の表現についてということで、冊子でいきますと41ページなどをご覧いただければと思います。こちらも前回の審議会の方でご指摘いただきました通り小学校という図の中に義務教育学校の名称が入っていたりとか、また小規模校と関係ないところが同じ色であったりというところで分類が見えづらいというお話がございましたので、それぞれ小学校の場合は小学校、中学校の場合は中学校、義務教育学校は義務教育学校という形のみが見え

るような形に明示させていただきました。次に移りまして、冊子では47ページの高山中学校の現在保有教室数の見直しでございます。第3回の審議会資料から、普通教室の転用可能な教室数の見直しなどを行っておりまして、現在保有の教室数という部分を変更させていただいております。恐れ入ります、お配りしている資料の方が間違っておりまして、最大保有教室数が12から14教室と書かせていただいていたんですが、冊子の方が正解でございます、12教室というのを16教室という形で直しております。数字誤りがあり申し訳ございませんでした。教室数の見直しを行っておりますので、それに係る不足教室数も修正をかけております。次の変更点ですが、6章全体に係るものにつきまして、児童数減の動向を注意するという記載につきまして、もう一度検討いただきたいというご意見をいただきました。1つの基準としまして、次年度以降、小学校、中学校ともに児童生徒数の全体数が150名以下となるような年度がある学校につきまして記載をするという形で全体を整理しまして、同じ考えで記載をさせていただきました。記載として増えたところとしましては、研究学園中学校が人数としましてはそういった形になりましたので、同じ基準ということで生徒数減の動向を注視する必要があるという記載をさせていただきました。あわせて前野小や要小について違和感があるというところからお話をいただいたところでもございましたが、推計上、将来的に児童数が回復傾向にあるというのはその通りでございますけれども、直近におきましてはそういった年度がございますので、推計通り回復しないという可能性も含めまして、こういった文言を残すという形で整理をさせていただきました。次の変更点でございます。対応時期の方は、一期と二期につきまして考え方の全体の整理というお話もご指摘をいただいたところもございます。学区調整に大きく関わるものとして、①要小学校区を大穂中学校から吾妻中学校区への変更、②大角豆南部の地区につきまして、桜南小学校区

から東小学校区への変更、③としまして遠東南部のあたりの地区を沼崎小学校から学園の森の学区というところの3点が大きくございます。前回審議会では、①を一期、②、③を二期として示しておりました。変更した点としましては、②番の大角豆南部地区でございます。前回お話いただいた通りだと思うんですが、現状としましても地域的な繋がりとか大通りとかそういった通学の関係から、多くの児童が東小学校を既に選択しているという形で我々も認識をいたしました。そのため二期という形ではなく一期に繰り上げる形で記載の方を変更しております。③につきましては、前回審議会でお話した通りですけれども、学園の森義務教育学校は現在指定学校変更制限校でございますので、二期という形のままの記載をさせていただいております。続きまして、こちらもご指摘いただきました茎崎地区の中学校2校について維持の方針のままで良いのかということで再検討させていただきました。こちらは冊子の82ページご覧いただければと思います。82ページの⑪、⑫が茎崎地区の2つの中学校という形になります。茎崎中学校につきまして、教育局、市としても検討しまして、ご指摘の通り1学年1学級となる年度が出てくる二期以降につきましては、改めて高崎中学校との統合を含めて今後のあり方を検討しなければいけない時期なのではないかという形でございます。前回統合という言葉削除させていただいたんですけども、改めて統合という文言を入れさせていただいたところでございます。最後になりますが、冊子の方も最後の方の92ページ、93ページをご覧ください。これまで幼稚園につきまして、なかなかこの場で議論ができなかったところではございます。私どもの方からも委員の方からも全体の方針というものがあって適正配置というところに動いていくのではないかとこのところもお話をさせていただいたところでございます。そういった現在の状況であったりとか今後の動きというところを全体の方針という形で記載させていただくということ

で考えております。こちらのページは初めて提出させていただいたものでございますので、この92ページ、93ページにつきましては少し詳しくお話ししたいと思います。全体の適正配置の方針につきまして、小学校、中学校、義務教育学校に続きまして、5番として幼稚園の配置方針というタイトルでございます。まず現在の状況という形で一段落目を記載しているところでございます。4歳、5歳、いわゆる市立の幼稚園が対象としているお子様の数というのが増えているという部分。そこにその年齢の認可保育所のお子様の数が増えている中で幼稚園は減っていつてしまっているというのが、まず現状としてはございます。二段落目になりまして、つくば市の基準ですけれども、幼稚園における1学級の幼児数につきましては、3歳児保育については18人以下、4歳、5歳につきましては30人以下というのを1クラスの定員ということで定めております。令和6年5月1日現在につきまして、15園中8園におきまして全ての年齢について定員の半数以下という状況であり、こういった規模感からすると適正規模とは言えない状況といえるところが多くあるという状況がございます。93ページ、次の段落でございまして、一方で委員の方からもご指摘をいただいております通り公立幼稚園にもそれぞれの役割というものもあると考えております。スタンダードな教育の実践、障害の有無であったりとか外国籍の方などそういった方の教育の保障、また公的機関として施設、建物としても機能がございます。そういった様々な役割を有しているという形で一般的にも言われていることと思っております。つくば市におきまして将来的にはですね、少子化や人口減少が見込まれる中で幼稚園につきましては、つくば市の中で求められる市立幼稚園のあり方について検討して、その実現のための配置というものが需要ではないかという形で結ばせていただいております。そのため幼稚園に対するニーズやその他の保育所、私立幼稚園との関係、施設の関係、人員配置の関係、費用面などそういった複合的

な検討を今後実施していくこととしまして、今回の適正配置計画におきましては、個別の幼稚園の配置方針ということではなく、幼稚園全体の考え方という方針を示す形とさせていただいたところです。一期目として、つくば市としてあり方について検討を行いまして、ここで述べております通り配置方針を決めていきたいと考えております。また、可能なところから順次進めるということで、一期の中で既に方針に基づきまして様々なことを検討し、進めていきたいという形で書いております。課題の方も今までお示しした通りとはなっておりますけれども、全体の検討が必要となるということが1つ目。2つ目は、配置のところでございますけれども、幼稚園が集中しているエリアと広大な園区を持っているエリアというのが現状ありますということです。あわせてつくば市で行ったアンケートなどでニーズが示されております3歳児保育や平日延長保育につきましては、実施のための教室であったり、人員の確保というものも必要となります。また幼稚園全体に言えることですが、施設の老朽化等もございしますので、こういった形で残していくかというところの検討、そういったものも必要になるかなというふうに考えております。こちら幼稚園につきましては初めてお示しさせていただいたところでございますので、詳しくお話しさせていただきました。全体に跨ることが多くて申し訳なかったんですが、変更点ということでお示しさせていただきました。

会長：ありがとうございました。後でまた冊子については説明があるところなんですが、前回様々にご指摘いただいたところについて教育委員会の方で再検討していただいて、その回答が資料の別紙も含めて今ご説明いただいた通りのところになります。ということで、どうしましょかね。幼稚園は幼稚園で今回新たに出たので皆さんのご意見をいただきたいんですが、それ以外のところで前回のご意見のところでの対応方針について、ご質問、ご意見があれば最初にお伺いするというところにいたしましょかね。

委員：前回発言しなかったんですけれども、見落とししたのかなと思いで、改めて確認も含めてお話させていただきたいと思います。パブコメ用の資料でいうと39ページの㊸の谷田部南小学校についてなんですが、児童の推計値から言うと令和7年度にもですね、いわゆる複式学級化するというような推計をされていると思うんですね。令和9年、10年なるともう4クラスというような話だと思うんですけれども、一方で前回いただいた資料を見ますと、いわゆる学校施設の長寿命化計画ですと令和9年度にですね、谷田部南小学校は長寿命化計画に基づく工事等をやる予定だというような説明があったと思うんですが、谷田部南小学校については、先程来ありましたように児童数が減ることを防ぐためにも小規模特認校制度を導入していくということなんですけれども、これが果たして教育委員会が狙ったような形で児童数の確保ができるかどうかというのが未知数だと思うんですね。かなり児童数が減少してくるとなると、先程、荃崎中学校の方で統合も含めた検討を追記したというような話がありますけれども、実際に谷田部南小学校がですね、児童数が本当に減ってしまった場合にはみどりの南小学校への統合ということもある意味考えられるのかなと。その辺のところ、委員会としてある程度考え方を整理してですね、もし追記できるようだったら、そういった面も考えた方が良いのかなと思っております。

会長：ありがとうございます。谷田部南については特認校ということなんですが、特認校の先も考えておいた方が良いというご発言ですね。ありがとうございます。これはどうですかね。特認校自体がまだ動かないので動かしてみないとわからないというところがあるので、他市町村だとそこそこ人が集まっているというデータも前回出していただいたと思うんですが、その辺りがどこまでここに書き込めるかどうかということにもなると思うんですが、いかがですか。

事務局：ありがとうございます。今お話いただいたところはごもっともなご意見なのかなと事務局でも考えております。ただ、一方でまだ小規模特認校については今後導入して成果がどうなるかというのは不透明、不明確なところはありますが、その導入した成果を踏まえて例えば今委員からお話あったような、場合によっては統合の検討などの記載について改めて教育局の方でも整理させていただければと思います。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。それでは整理していただいて。お願いします。

委員：前回発言申し上げたことで、今の委員のお考えを伺ってさらに申し上げたいと思います。小規模特認校がうまくいくかどうか分からないというのはおっしゃる通りだと思いますし、それによって谷田部南をどうするかということを考えるということもあってもいいのかなと思います。ただ、その一方で前回申し上げたように谷田部南小学校の建物という観点からいうと、そこに谷田部幼稚園が入っていて、しかも今日の数字を見せていただいた通りで一番大きな園になっているという、そういう問題が片方であり、さらにその谷田部幼稚園に通っている、この例えば5歳児ですと55人の子は実はどこに行くのか私承知していないんですけど谷田部南にあまり行っていないという、そういう実態もあるということですね。ということを見ると、その谷田部幼稚園に行っているお子さんが谷田部南小学校に行ける方策みたいなことを考えるということも、まあ55人なのでそんなにという感じはあるんですけども、1つはあり得るのかなというふうに考えました。その時にその枠組みが小規模特認校の枠組みを使えるのか、或いは別に保幼小の連携みたいなことを教育上こう出して行って、その子どもたちを谷田部南に行きやすくするというそういう方策もあっていいのかなと思います。実際の親御さん、お子さんの行動はやっぱり距離の問題とか結構あるのでそううまくいくとは限らないんですけど、一応そんな考え方もあるのかなということで発言いたしました。以上です。

会長：ありがとうございます。この辺り他にご意見ありますか。お願いします。

委員：谷田部幼稚園は園のバスが出ている幼稚園でして、ほとんどがみどりの地区から来ているというふうに聞いているんですけども。合っていますかね。はい。ということなので通うとなるとバスがないと無理な距離かなとは思っています。

会長：ありがとうございます。谷田部南についてはね、いくつかこれからのことがあるのでどうしますかね。教育委員会の方で検討していただくということなのでよろしいですか。わかりました。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委員：前回も少し意見述べさせていただいたんですけども、高山中と香取台中の件なんですけれども、先程のご説明で一応高山中学校の増設ということで、このエリアの生徒は対応できるということなので新設の中学校は作る必要がないという話だったと理解したんですけども、ただ一方で、5年前に作った計画の中にやはり香取台地区に新設の中学校を作る計画がありますよと。そういう計画があったというのも事実ですし、あともう1点、区画整理事業を行っている中で事業計画書というのがあるんですけども、その中にも島名・福田坪地区の今の香取台小学校の北側の街区に中学校を1校新設しますという、あくまで計画ですけども、そういった計画がまだ生きているという状況でございますので、そういった意味で言うことです。今回こういう形でパブリックコメントを出すということは、大きな計画変更ということになると思いますので、その辺りのこの変更に至った理由、当然総合的に考えてこれが合理的だというご判断なんだと思うんですけども、なぜ5年前と、今の例えば人口推計をした結果、前回よりも下方修正されているとか、そういうことであれば少し理解はできるのかなと思いつつですね、ただそうは言っても学校を作る計画だった場所が

そうじゃなくなるというのは近隣にお住まいになっている、外から新たに
住まわれた方にとってみればものすごいインパクトのある見直しだと思
いますので、その辺り今日もう少し具体的なですね、その辺りの理由とい
うかご説明いただけるのかなと思っていたんですけども、今後地元へどう
いうタイミングでどういった説明をするのかにもよりますけれども、その
際には丁寧に説明していかないといけないのかなというふうに思っており
ます。繰り返しになりますけど、区画整理事業の今の事業計画と齟齬が生
じてしまっているという状況は事実ですので、区画整理事業計画はあくま
で県の事業計画でありますけれども、この教育施設に関しましてはつくば
市さんの意向を踏まえて作っているものですので、もちろんつくば市さん
の考えに合わせて今後変更という可能性はありますけれども、現状そう
いった状況だということはこの審議会の中でも共通認識を持っていただけ
ればなというところがございます。以上です。

副会長：はい。関連してお伺いしますけれども、今日配っていただいた資料の
2枚目のところに香取台中学校の検討についてというところの最後のぼち
のところですね、香取台小学校北側用地については市で取得するが公益施
設用地として利用方針を検討中とありますが、この辺りのところはもう少
し詳しくお話いただけないんでしょうかね。ここが総合的に考えてとい
うところ、すごく柔らかくまとめて委員からはご指摘ありましたけれども、
やっぱり地元の方々にこの香取台中学校がないんだよとお話をする際
には、これとセットで説明をする必要がありますし、私たちも共通認識を
持っていないといけないと思うんですけども。まだ言えないということな
らしょうがないんですが。いかがでしょうか。

事務局：事務局です。例えば県の方から学校用地を購入する場合は当然教育委
員会の方で教育財産として土地の購入等するんですが、今回は市長部局の
方で購入するような形になっています。そういった意味で市の施設として

公益施設用地という位置付けでまず購入する、その中の一部を学校用地、今回は香取台小学校の増築用地として使えるというような全体的な計画になっているということで、こちらとしても把握しているようなところでして、具体的にどういった活用がされるかというところまでは、現段階で私たちの方でも把握ができてない状況です。申し訳ありません。

会長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委員：初めて聞いた名前なんですけれども、第4回の学区審議会の資料にね、リース校舎で対応って、リース校舎とはどういうことですか。

事務局：リース校舎ですけれども、賃貸借校舎という形になります。設計施工を一括で発注するような校舎となっております。

委員：教室が足りないから、増築しないでリースすると。その校舎のすぐ隣にでも何かそういうのがあるんですか。貸してくれるようなところが。

事務局：以前にもですね、そういったリース校舎で対応している学校も市内にはあります。

委員：分かりました。

会長：確かにあんまり聞かない名前だったのでね、ありがとうございます。私の方でも後で聞こうかなと思っていたんですが、ありがとうございます。今のこの資料で言うと、みどりの南中学校が最大で8教室足りなくなるという説明で、備考のところにも小中合わせて転用可能な教室数11に対し、7教室を普通教室として使用するというふうに書いてあって、足りないのが8教室で7教室をといるここはわからないんですけど、これはどういうふうに理解すればいいですか。

事務局：申し訳ございません。そこの部分につきましては単純に数字の間違いでございます。

会長：この不足教室数MAX時と備考にあるような普通教室として使用するというところ7か8かは別として、これは同じ数字、8、備考の数字が8

で、11引く8で3教室が残るということですね。はい。わかりました。

他いかがでしょうか。

委員：先程の追加で質問なんですけれども、これも今お答えできる状況かどうかなんですけれども高山中と香取台中、以前は2校でエリアを対応していくということが1校になったという、この大きな変更、見直しのきっかけといいますか、理由というのを端的に言うと、例えば先程言いましたけれども、人口推計的に足りるということなのか、あとは当然新しい校舎を1つ作るのと増設では多分費用も相当変わってくるんだろうなど、何かその費用対効果みたいなのを検討した結果なのか、その辺りの何か大きな理由はありませんでしょうか。

事務局：はい、事務局です。香取台の中学校につきましては、当時、どんどんTX沿線上に小学校等を建てていた時期がございましたので、小学校、中学校というものはまず検討の段階ではセットのものといいますか、そういった形で挙げていたところなのかなと考えております。当初、香取台小学校建築のときには、中学校の生徒数につきましては、まだ中学校を建てる程ではないということで、小学校のみの建設という形になったというのがまず第一のところがございます。中学校につきまして、つくば市の認識という形になってくるかなと思うんですけれども、そこは一般の方といいますか市民の方が受けてるところとはまた異なってしまったところはあるのかなと思いますけれども、つくば市として中学校を建てるという計画がなくなったというよりは、中学校も検討の1つに挙げていた中で、高山学園のところを2つの中学校にするのか1つの中学校にするのかというところを検討したところ、高山中の方を増築するという形、明確な数字は今持っておりませんがそういった総合的な評価をして、高山中学校1校でいこうという形になったという流れであると把握しております。高山中学校がかなり大規模になるというところはその通りではございますけれども

も、そちらがかなり短期間であるというようなイメージをしております。そういった中で2つの中学校を存続させていくということを将来的に考えた結果、1つの中学校という検討をしていると認識をしております。

委員：先程おっしゃられたように確かに香取台小学校、中学校ってももとは小中一体いわゆる義務教育学校なんですかね、それを想定して土地の方を一応確保しておこうということになっていたと思うんですけども、そこから辺の考え方も変わったというような言い方になるんでしょうかね。義務教育学校の配置の考え方というのが正直よくわかってはいないんですけども、その小中一体でいくのか分離でいくのかというところも、何か大きな考え方の変化なのかなというふうに今思ったところです。

会長：ありがとうございます。他いかがですかね。今回は前回ご指摘の点について対応ということと追加したということなので、幼稚園について今回出てきているので、資料の92、93の辺りですね。こちらについてようやく今回出てきたということなのでご質問或いはご意見があれば承りたいと思いますが、具体的な検討が今後になるということなので、全体の配置について検討方針を示しますという93ページの最後のところが今回検討すべきところになるということになりますが、この点はいかがですか。

副会長：市立幼稚園のあり方について検討を行うというところをもう少し詳しくお聞かせいただければと思うんですが、庁内のみでの検討という意味なのか、それともこの間申し上げたのは、子ども子育て会議みたいなのが良いんじゃないかとか、新たにそういう会議体を作るとかその辺りはいかがでしょうか。

事務局：はい事務局です。あり方の検討については、まだ具体的な会議の形態までは踏み込んで明確にこういう形というのはないんですが、基本的には、子ども子育て会議に準じるような形で独自に教育委員会の方で懇談会みたいな形をできればいいのかなということで、来年度そういう形で動け

ればと考えているところです。

副会長：ありがとうございます。イメージできました。来年度ということがもし書き込めるのであれば、ぜひ書き込んでいただいた方が幼稚園どうなるんだとやきもきしている方はいらっしゃると思うので、その方が丁寧かなというふうに思いました。

事務局：当然懇談会やる場合には謝礼等が発生してくるようなところがございまして、当然予算の確保がまだない状態で来年度という記載が適切か確認したいと思います。

会長：他いかがでしょうか。

委員：幼保一体を進めるみたいな話を聞いていたので、ここで話してももうそれは意味がないのかなという感じはするんですけど、幼稚園の私立は人数が多いのに公立はなんで少ないかと言ったらやっぱりどう見ても3歳児クラスがないからという、もうそのみだと思うので、もし幼保一体がこの先5年後とかになっちゃうんだったら、まずここを進めるべきではないかなというふうに思っています。お願いします。

会長：今の発言は、幼稚園と保育園の一体的な検討が必要だというそういう理解でよろしいですか。

委員：いえ、違う会議だったかもしれないんですけども、幼稚園と保育園を一体で今後考えていくというふうな指針が出たと聞いたんですけど違いますかね。

事務局：私たちの方で今把握している状況としては、基本的に公立幼稚園が幼保一体型認定こども園みたいな形で移行するといった方針というのは特にない状況です。今後、先程お話したような形であり方を検討していく中で、もしかしたらその幼稚園から幼保一体型のこども園へ移行するというようなことはあるかもしれませんが、今の段階ではそこまで踏み込んだ形でこういうふうになりますみたいなものはないという認識であります。

委員：はい。それでしたらやっぱり3歳児保育、やっぱり子育てされている方は一目瞭然で3歳ってとても大変なので、3歳児がないとやっぱり私立に流れるというのが一番の原因じゃないかなと思っています。お願いします。

会長：ありがとうございます。

委員：最大保有教室数というのには、多目的室やSルームとか会議室とかそういうものも含まれますか。

事務局：最大保有教室数につきましては、そういった教室も含まれます。転用が可能な数を数えているというところになります。

委員：ありがとうございます。そうするとPTA室だったり地域で交流するような地域交流室だったり、そういうものも転用されてしまって、防災や地域の交流の場という目的の場所がどんどんなくなってしまうのかなと思うので、やはり増える予測があるようなところに関しては早めに学区の割り振りだったり、増築だったり、外に倉庫を設置するとか、何か色々な対応を考えていっていただけるとありがたいなと思いました。

会長：ありがとうございます。今のあれですね。先程の別紙の方の関係のご発言ということですね。教室不足が想定される学校への対応。

委員：不足教室数はゼロになっているけど、実は本来使っているところも教室にしなければいけなくなってしまう。

会長：なるほど。わかりました。ありがとうございます。他いかがでしょうか。幼稚園の方はよろしいですか、そんな感じで。

委員：幼稚園に関しても小学校みたいにその地域の中の幼稚園というような考えはないんですかね。

事務局：はい、事務局でございます。そうですね。一応93ページの上の段落といたしますか、見えづらいところではございましたが、2行目の公的施設としての拠点機能という形で、やはり地域のといたしますか、もちろん市が

持っている建物というものは1つの資産であるというふうに私たちも考えておりますので、そういった意味合いで様々な役割というものは持っているというふうには思っております。

会長：幼稚園の配置方針で92ページの真ん中のところで、定員を定めていますが、全年齢において定員の半数以下の園児数となっており、適正規模とは言えないということで、ここで適正規模という言葉が出てくるんですが、この適正という言葉は、この資料だと出てくるのはここだけということとでいいですかね。

事務局：はい。事務局です。冊子でいきますと18ページの方に戻りまして、全体的な基本的な考え方というところで4章の1番、学校等の標準規模ということで定めております。1番の一番下の段落の幼稚園につきまして一応標準規模という形を明確な数字は示してはいないところではございましたけれども、やはりその1つの学級の定員というものを定めておりますので、概ねその定員に達する状況というものを標準の規模と考えておりまして、そういった意味から半数以下になっているところというのを適正規模とは言えない状況という形では記載をさせていただきました。今、お話をしながら気づきましたが、会長がおっしゃっていただいたところは、標準規模という言葉と適正規模という言葉が混在しているということだなというところを今話しながら気づいてしまいましたので、標準規模という形で92ページですかね、修正したいと思います。失礼いたしました。

会長：今の標準とか適性とかというのも学校規模の話なので、学級規模で、特に幼稚園で30人というのがそもそも多いので、半分だから適正だという、半分以下だから適正ではないというのは学級の考え方とするとあまり望ましくない。そもそも30人という定員が多いというふうに言われているので、だからその辺りは適正というのが他に出てこなくて、人数で半分だから適正とは言えないというふうに書かれてしまうと、幼稚園的にはど

うなのかなというふうに思ったので、そこは言葉を直していただいた方が
良いかもしれませんね。ご検討ください。他いかがですかね。

委員：よろしく申し上げます。やっぱり3歳児保育というのは、現場の人間と
して思うところがあります。やっぱり担任の方からも3歳児保育をした方
が地域に寄り添っての幼稚園になっていくのではないのかなと思います。
あとは、働いているお母さんが多いので、どうしてもバスを出す、出さな
い、バスに乗っての通園というのも結構、地域との交流は減ってはしまう
のかなとは思いますが、うちの幼稚園の前を通過して、私立の幼稚園が
あってもバスに乗せて私立に行っているというところが現状であります。な
のでそこら辺のところも色々と考えていかなくてはいけないのかなとは思
うんですが、そういったところではあります。以上です。

会長：ありがとうございます。全体の説明の方に入ってもよろしいですかね。
前回色々ご指摘いただいたのでそれを受けて今回直したので、全体といっ
てもあまり検討していただくところがないかもしれませんが、議題とする
と2番目にパブリックコメントに向けて計画の草案を確認していきたいとい
うことになっていきますので、改めて章ごとに簡単に説明をしていただい
てご意見等を伺っていきたく思います。事務局からご説明をお願いします。
す。

事務局：はい、事務局です。今後、1月になりますとパブリックコメントとい
う形でこちらの草案を市民の皆様にお示ししてご意見をいただくという形
で、概ね冊子という形にまとまりましたので改めて皆様に目を通していただ
きたいと思っております。こういった形でさせていただきます。1枚
めくっていただきまして、1ページ、1章から始まります。1章がくば
市学校等適正配置計画指針についてということで、全体の説明がされてお
ります。1番が計画の目的や意義でございます。こちらの方で中長期的な

指針を示すことを目的としているというようなことを謳っております。2ページ、2番の計画の位置付けでございます。つくば市の理念でございますつくば市未来構想から始まりまして、つくば市の教育のあり方を示しました教育大綱に繋がるものとしてこちらの計画があるという位置付けでございます。3番としまして計画期間につきましては、令和6年度から20年後、令和25年度までを目指したものとしまして、かつ段落の最後でございますが、状況の変化に柔軟性を持って対応するために5年毎に計画を見直すという形で記載をしたものが第1章でございます。簡単ではございますが1章の内容でございました。

会長：はい。ご覧いただいて何かお気づきの点があればご指摘いただいて、なければ次という形でいきたいと思っておりますので、何かお気づきの点ありますか。いいですかね、この辺りは。目的、意義、それから計画の位置付け、それから計画期間ということで、計画期間のところは5年毎に状況の変化に応じた計画の見直しを行っていきますということなので、前回は2020年の3月に出しているのが今検討しているということになります。よろしいですか。はい。第2章に行きましょう。

事務局：はい。冊子の方では4ページでございます。こちらから2章のつくば市及びつくば市の学校等の状況についてというところでございます。1番はつくば市の概要を記載しております。2番がつくば市の人口、世帯数及び児童生徒数ということで、これまでの経緯というような形、推移の方を載せております。3番が学区等の状況ということで、表が続く形になりますけれども、現在の学区について記載をさせていただいております。8ページ、9ページには現在の学区図ということで小学校、中学校それぞれ記載をしておりますとともに、一般的に標準とされます通学距離の4キロ、6キロというものを参考の円として記載をしております。そのまま続きまして、10ページが小中一貫として行っております学園名の一覧。11ペー

ジ⑤番が幼稚園区、12 ページは幼稚園区図、こちらも園区の図を示しております。その後 13 ページにつきましては、指定学校変更可能区域というものをつくば市では設けておりますので、その一覧を載せております。以上 14 ページまでが第 2 章となります。

会長：はい。第 2 章について説明していただきましたが、何かお気づきの点ありますか。これはほとんど事実を書いてあるだけだから何かコメントのしようがないですかね。何かお気づきの点ありますかね。

委員：確認というかお尋ねしたいんですけど、先程会議の前半のところで学園の森が何でしたっけ、制限校とかそういう発言があったと思うんですけど、その説明は今のこの辺りのどこかに書いてあるんでしょうか。

事務局：はい。事務局です。今ご指摘いただきました指定学校変更制限校につきましては、こちらの第 2 章には記載がない状況でございます。学区外の許可基準に基づきまして、学外外可能かどうかというものを定めているところなんですけども、そちらの付記という形でこちらの学校は制限校ですという形になっておりますので、どちらかと言いますと学区にくっついているものというよりは、学区外の許可基準に付随するものという形で私どもは考えておりましたので、こちらの章には載せていない状況ではございました。

委員：はい。1 つはそういう細かい話なので載せなくてもいいということもある一方で、その言葉がここのどこかに載っているとそれってなんだというのは、どこを見てもわからないということになってしまうので、私も判断つきかねますけどご検討いただければと思います。以上です。

会長：さっきの言葉ってどこかに載っているんですか。この資料の中に。制限校でしたっけ。

事務局：この冊子の適正配置計画の中には一度も出てこない単語になるかなと思います。

会長：はい、今のようなお気づきの点があればご指摘いただきたいんですが、よろしいですか。はい。じゃあ次、3章に行きましょう。

事務局：はい。冊子の15ページからになります。3章、計画見直しにあたって考慮すべき事項ということで記載をしております。1つ目はつくば市が目指す教育ということで、一人ひとりが幸せな人生を送ることを最上位の目標とする教育大綱について改めて記載しております。2番が人口の動向ということで、今後の全体の推移の部分を記載しております。3番、国等で示されている基準ということで法令であったりそういったもののまとめをさせていただいております。次のページに進みまして、4番、地域の実情に応じた学校の配置という形で、現状の学校の配置とそちらの方が合わせましてそれぞれ地域コミュニティの核としての機能も有していますという我々の認識を記載しております。一方で、一部の学区については必ずしも現在の実態に合っていないという認識を示しているところがございます。5番が近年の新設校建設の状況ということで、TX沿線開発に絡みましてこれまでの経緯というものを記載しております。6番につきまして、現状つくば市で進めているものということで大規模校、小規模校それぞれの良さを生かす取組みということで、特に17ページの上の段落の方になりますけれども、それぞれに様々な要因による良さや課題がある中でそれぞれが工夫をして教育を行っているというところを記載しております。7番がつくば市の学校施設長寿命化計画との連携・整合というところがございます。前回の審議会でもお話しさせていただいた通り、なかなかそれをこの計画の中に入れ込むというところは申し訳ございませんが難しかったところではございますけれども、推計値と現在の学校の状況などを適宜整合させていただくというところがございます。8番に幼稚園のニーズとその対応という形で書いております。現状の方がございまして、あわせてニーズの方も把握している中で今後検討しておかなければいけないという

ころは、こちらの8番として記載しているところでございます。3章は以上でございます。

会長：ありがとうございます。この辺りというのは前回と違うんですけど。

事務局：この辺りも第1回にお示したままというところ、細かい単語などはもしかしたら直しているところはあるかと思えますけれども、基本的には第1回で示させていただいた内容でございます。

会長：ということで計画見直しにあたって考慮すべき事項というのが8点にわたって書かれているというところですか。どうぞどうぞ。

委員：どうしても色々気になってしまうんですけども、この第3章の計画見直しにあたってというところは、まさに今回の5年前の計画から見直すにあたって考慮したところという文字通りそうなんですけれども、だとすると、先程から指摘させていただいている高山中なり香取台中のところを見直すというところにあたっては、ここに1番から8番まで、8番は幼稚園だから関係ないと思えますけれども、この中のこれこれこういうところを考慮した結果見直すことにいたしましたみたいな、そういう言い方をさせていただくと少しご理解をいただきやすいのかなというふうに思ったのですね、もう1点、これも以前少しご指摘させていただいた長寿命化計画との関係ということで、前回でしたかね、個別の施設の計画とは直接的なリンクというのはよく見えないというか、そもそもそういうもんじゃないというふうに一応理解したんですけども、ただここにこういうふうを書くということであれば、例えばこういうところを整合を図っていますとか何か具体的な事例とかですね、そういうのをもし聞かれた場合に答えられるようなものがないと、実際どこを整合を図っているのというふうにもどうしても思ってしまうので、もしそこら辺があまりこう説明できないのであれば、もう少し柔らかい言い方に変えてもいいのかなと思いました。以上です。

会長：この辺り、そうですね。考慮すべき事項、もう少し具体的に書いた方がいいという、そういうことでもなく。

委員：計画にどこまで書くかというのは、また別な話かとは思ってはいるんですけども、一応そのバックデータというかですね、バックボーンとしてここには細かいところまでは書かないけれども、この辺りを一応考慮しているんですよというのは一応持っていないといけないのかなというふうに思ったところです。

会長：それぞれの個別の改正について説明するときの根拠がここに書かれているはずなんですけど、それがわかりにくいということですかね。はいはい。その辺りはだからそういうことを想定していただいて、書き直せるかどうかご検討いただくということになりますかね。確かに改定したのはこういう考慮すべき事項、計画見直しにあたって考慮すべき事項があったのだから見直した、ということなのでこれに絡まないと何で見直したんだってことになっちゃうということですよ。わかりました。ありがとうございます。

委員：すいません。幼稚園のところなんですけれども、小学校でも小規模は特別な特色ある教育をとということだったので、幼稚園ももし人数が減ってしまっているところがあれば、小規模園の特色を生かした教育活動ができるようにしていただけたいのかなと思いました。

会長：小規模校のそれぞれの良さを生かす取組みのところは、そのまま公立幼稚園にも当てはまるということですかね。はい。ありがとうございます。この書きぶりだと、公立幼稚園だけ8番だけって感じになっちゃうってことなのかなあ。その辺りは結構重要なお指摘のような気がしますのであわせてご検討いただければと思います。どうぞどうぞ。

委員：5年前議論していたときは結構適正規模がこれぐらいだからこうしようという話をしていた印象があって、大きくても小さくてもよくないよ

ねみたいな雰囲気があったと僕は思っていたんですけども。今回そうじゃなくて大規模校、小規模校のそれぞれ良さを生かす取組みということが書かれていて、そのこと自体は良いなと思ったんですけども、何かちょっと急に出てきた感が僕はあったように思ったので、そこら辺の背景が6番のところにあったら、もう少しわかりやすいかなというふうに感じました。印象なのでもしかしたら勘違いかもしれませんが、そう感じたということだけお伝えしておきます。

会長：一般的にはおっしゃるようなある程度の学校規模で過大規模校とか過小規模校について対応するという量の問題なのでね。このつくば市の場合、前もお話したかもしれませんが、複式学級になるというのは結構インパクトが強いので、その辺りで統廃合を計画するというところが多いんですが、つくば市の場合はそういうことをする前に特認校として対応して、できるだけ小さい学校も残していくというところの方針なので、それはそれなりに大きなこの市の特徴なんですよね。あと余りにも大きな学校があるということなので、その辺りの両極端を両方含んでいるという案なんですけど、その辺りはあれかな、教育大綱とか含んでもう少し書いていただくことができますかね。

事務局：はい。事務局です。先程委員の方からお話あったような形で16ページの6番、こちらについてはこういった考えに至るきっかけというか、背景的なものの記載について検討させていただければと思います。

会長：確かに見直しにあたって考慮すべき事項というところなので結構重要なところではありますのでね。そここのところがきちんと今回の見直しの根拠になっているという先程のご指摘に合わせて直せるところは書き込んでいただいた方が良いでしょう。よろしいですか。はい。また後で戻っていただいてももちろん結構なんですけど、次4章の方に行きましょう。

事務局：18 ページ、4 章でございます。今回の学校等適正配置計画指針における基本的な考え方ということで示しております。1 つ目が標準規模でございます。3 段落目ですかね、学校規模につきましては、つくば市では小学校 12 から 14、中学校は 12 から 18、義務教育学校は 18 から 45 となるものを標準規模校という形で示しましたという内容でございます。最終段落の方で幼稚園につきましては先程ご指摘を受けましたので、再度検討させていただきますが、そちらが定員とそちらの定員に概ね充足するという形では記載がございました。2 番が標準の通学距離でございます。こちらは国等の基準と同じ形で小学校で概ね 4 キロ、中学校で概ね 6 キロという形で標準という形でしております。3 番として、地域特性やニーズへの配慮及び地域の合意形成という形で記載をしております。学校の適正配置を考える上では、保護者や地域住民の方とまちづくりを含めたビジョンを共有して、十分な理解や協力を得てくることが重要であるという形で記載をしております。4 章は以上でございます。

会長：はい。この辺りお読みいただいてご意見があればお願いします。これは前回とどこか変えたんでしたっけ。

事務局：規模や通学距離につきましては、前回の計画と同様、同じ数字を使っております。3 番につきましては、明確にこういった形では記載はされておられませんけれども、やはり前回の計画の中でも地域の意見という形では記載があったかなと思います。

会長：はい。ありがとうございます。よろしいですか。はい、じゃあ次の第 5 章の方に行きたいと思います。この辺りは本当に推計の説明ということと、あとはもう具体的に各学校の今検討していただいたところになるんですが、ご説明をお願いします。

事務局：はい。20 ページ以降が第 5 章でございます。学校別の将来推計という形になります。前回もご覧いただきまして今回も変更点を見ていただき

ましたので、各個別の小学校、中学校等については気になるところご覧いただきましてご指摘いただければと思います。全体としまして、20ページの真ん中の部分ですね、こちらの方の表で全てを示しているところがございます。この表3つのうち、一番右側ですね。こちらの方がメインといえますかそういったところかなとは思いますが、⑨番として令和6年度現在の最大保有教室数ということで、先程も少し説明がありましたが転用可能な教室なども全て数えた形でという現状で転用可能なものを数えたところがございます。⑩番が令和6年度の保有特別支援教室数ということで、特別支援学級というものが一般的な教室よりも小さめの教室がございます。そういった形で使用できる教室数という形でカウントしたものとになります。最大時使用教室数ということで、クラス数が一番大きくなるころ、最大の山の部分を見ましてその時にどのぐらい使うかというものが⑪、⑫、⑬という形になっております。こちらの例でいきますと、⑪普通教室を19教室最大に使います。⑫特別支援を2教室最大で使います。合わせまして⑬としまして、特別支援の教室、現状あるものだけでは足りずに普通教室を転用しなければならない教室が2教室ありますという見方になってございます。⑭番不足教室数というところでこちらの例では不足が出ていないというところがございます。考え方としましては、⑨番の最大の保有教室から、⑪番の最大に使う普通教室と⑬番の普通教室を転用しなければいけない教室数を引いたところ、余るかどうかという形の考え方となっております。こちらの例では28教室ありまして19教室と2教室、21教室使えますので、7教室はあまりますねというような考え方をしております。あとは表の見方の部分でございますので少し割愛をさせていただきます、23ページ、先程も変更点というところも含めまして、少しご覧いただきましたけれども、児童生徒数の推計の方法を記載しております。コーホート要因法の説明がございまして、先程改めて触れてはおりません

でしたところですが、中央部分に米印があるかと思います。こちらの想定しておりますのは、先程もお話しました吾妻2丁目のところでございますけれども、新築マンションの計画等が決定していないものにつきましては、やはり新築マンションの情報は反映していると言えども、まだ戸数等が判明しておりませんので児童推計には反映していないという内容を改めて米印として記載しているところでございます。そして、24ページ以降、各学校の推計という形で続いていくところではございます。どうしても学校数が多いのでこちら1個1個今のところは割愛をさせていただきましてこちらが第5章の説明でございます。

会長：ありがとうございます。ということで、各学校については前回も見ていただきましたし、そのご質問を受けて今回直したものについて先程検討したところではありますが、その前のところの推計方法とかこの辺りも何かご質問があれば、その特別支援学級については先程追記いただいたというところなんですけど、お気づきの点があれば5章全体でという感じになってしまいますが、お願いします。細かいところですが、その21ページのところの(3)の学級数の算出方法で、別表参照って書いてあったんですけど、この別表は具体的にはどれのことを指すんですかね。

事務局：そうですね22ページの方でございます。

会長：22ページのこの早見表ですか。なるほど。別表って書いてもらった方が。

事務局：そうですね。追記したいと思います。

会長：よろしくお願いします。5章が延々と続きますが、全体の中でお気づきの点があれば。

委員：23ページの下から3つ目のぼちの小学校6年生から7年生の移行時って、これ僕この前の記憶が確かであれば、これ各学校の実績という話だったと伺ったので市全体じゃないでしょということがわかるようにするため

にも各学校の実績をというふうに書かれた方がわかりやすいかなというふうには感じました。

会長：その辺りはどうでしたっけ。

事務局：ありがとうございます。委員がおっしゃっていただいた通り学校毎の実績を考慮しておりますので、明示したいと思います。ありがとうございます。

会長：はい、ありがとうございます。これ、第5章はどこまででしたっけ。ああ、なるほど、この地図が出てくるところまでが第5章ということなので、大丈夫ですかね。前回この辺りは学園別に見ていただいたので、その時の指摘を受けて直していただいたということなのでよろしいですか。先程のように個別に着目してご質問があるということであればもちろんお受けしますので、もしなければ第6章まで行ってそれでまた全体についてご意見いただければと思いますので、最後の6章の説明をお願いします。

事務局：はい。では冊子の方67ページからになります。6章で学校別の配置方針でございます。67ページの方は、こういった流れで検討していますというところで記載をしております。こちらの考え方自体は前回の改定前の計画と同じ内容となっております。68ページ以降が学園毎に分けておりますが、学校毎の配置方針という形になります。多少記載を変更したところだけ、先程の変更点ではここまで見ておりませんでしたので少しご説明をさせていただければと思います。71ページ、⑥番の洞峰学園の一番下の東小学校を見ていただきますと、大角豆南部の地区の学区変更調整というものを二期と記載していたところから一期の方に変更させていただいております。続きまして73ページ、桜並木学園桜南小学校でございますが、東小学校の裏返しでございますが、こちらも二期から一期へ学区調整についての記載を変更しております。次のページ、74ページの⑩吾妻学園の吾妻小学校でございます。児童数の推計のみでいきますと、徐々に児

童数減という形のグラフにはなっているところがございますけれども、当初から申し上げております通り第一期のうちにはそちらの公務員宿舎跡地の開発が最短で始まるのではないかという見込みをしておりますので、第一期のところにつきまして教室数不足の可能性もございますので、増設等を検討するという形で明記をしております。動向・課題につきましても、増加が見込まれるというところ、つくば市としてももう既に把握しているというところを見せるということも含めまして明記をしたところがございます。小学校につきましては記載を変更したところは以上となりまして、次に79ページ以降が中学校の配置の方針という形になります。こちらの変更点としましては、先程の大角豆南部のところの繰り上げたところがですね、80ページ、81ページの、両方とも一番下の表になります、谷田部東中学校と並木中学校の間で大角豆南部について記載がございます。一期繰り上げたという形でございます。次のページ82ページにつきまして、吾妻中学校の方でございます。現状の教育局の見込みという形ではございますけれども、吾妻中学校につきましては、増設までは不要の可能性もあるかなというところで、こちらは増設を検討するというところまでの強い記載ではなく、生徒数増の状況を注視するという形で表現を小学校とは変えております。⑪、⑫の茎崎中学校、高崎中学校につきましては、冒頭も変更点を説明させていただきましたけれども、統合を含めてあり方を保護者や地域の方と協議をしましょうという内容を追記しているところがございます。87ページ以降が義務教育学校でございますが、こちらは変更ございません。それぞれの期別の方針図というものを記載をしております。最後、92ページ、93ページが幼稚園の配置方針ということで新しいページで先程詳しく見ていただいたところがございます、一応冊子の方が全体という形でございます。6章以上でございます。

会長：はい。ありがとうございました。ということで、始まりが67ページか

らで学校別の配置方針ということで、これも前回1つ1つ見た上でご指摘
いただいてそれを直したものに加えて、今回修正していただいたものにつ
いて先程ご説明いただいたものが、こういう形で具体的に盛り込まれてい
ますということ、今ご説明いただいたところです。ということですが、
いかがでしょうかね。どうぞお願いします。

委員：76ページ、77ページ、78ページの期別の方針図という、地図を見て
いてですね、これはカラーで表現するんですかね。1つわかりにくいなど
思ったのが、島名小学校と香取台小学校の学区調整をすると思うんですけ
れども、第一期、令和10年度に学区を変えるということなので動きます
よと、第二期になるとこれ裏側の多分線が映り込んじゃったりして見にく
いんですけど、前期の学区の範囲という薄いグレーの線が香取台小学校の
周りに書かれているんだらうなと思って見ていたら、今度第三期になると
今度新たな学区の範囲って今度濃くなるというのが、何か第三期以降の新
たな学区というのは何か違うような違和感を覚えたんですけどどうでしょ
うか。

事務局：まず冊子としましては白黒刷りとはなります。ただ印刷されるとき
にはもう少し良い紙と印刷屋さんがやったださいますので今回の見方とは
変わってくるかなというところはございます。見方としましては委員がお
っしゃっていただいた通り、1つ前の期で変わったところというものは薄
い色でもう変わっていますよというような形の見せ方をというところでは
ございます。3期以降の学区のイメージというところで、確かに表現とし
まして新たな学区の範囲というところがわかりにくいところはあるかな
と思いましたので、表現の方は検討したいと思います。ありがとうございます。

会長：色々工夫して作っていただいているとは思いますが、確かに見にくい
かなあ。前回の2020年のときもね、同じような図があるので入れていた

だいてはいるんですが、この辺りはできるだけ工夫してわかりやすくなる
とありがたいと思いますがご検討いただければと思います。他、お気づき
の点ありますか。大丈夫ですか。ざっと見ていただいたということなの
で、6章全体を通して確認したいこと等ありましたら、お願いしたいんで
すがいかがですか。よろしいですか。お気づきの点があれば後でも構いま
せんので事務局の方にここはどうなっているんだとお尋ねいただいて、そ
れが済んでからパブリックコメントというふうになると思います。それで
は様々なご意見ありがとうございました。今回の意見をもとにパブリック
コメントを実施していくという流れになりますので、今後の審議会の流れ
について事務局から説明をお願いします。

事務局：はい。事務局です。これまでの意見を基にしまして、改めて冊子を作
成しまして、パブリックコメントの期間としましては年明けて1月7日か
ら2月6日までの1ヶ月間を予定しております。そこでいただいた市民か
らの意見とそこの対応につきまして、審議会としましては2月末か3月頭
頃にお集まりいただきまして、その対応についてまた改めてご意見いただ
ければと思います。今回の審議会の中でも修正点いくつかいただいております。
そちらにつきましては検討しまして、その結果を1度皆様にお送り
したいと思いますので、また改めてご確認をいただければと思います。パ
ブリックコメント後の2月末か3月頭に実施するものにつきまして、そこ
で答申という形でまとまりましたら次回は最終の審議会というふうにご考
えております。事務局から以上でございます。

会長：前回から今回まで期間が短かったということもあって、当日見ていただ
くということになってしまっていて、本来であれば事前に送るべきものなん
ですが当日見ていただいているということもありますので、改めてお読み
いただいて、先程事務局が言っているように今日の宿題をまた皆さんにお返
しするという機会もありますし、パブリックコメントは1月7日からとい

うこととなりますので、お気づきの点があれば改めて事務局の方にお送りいただければと思います。全体を通して何か委員の方からございますかね。よろしいですか。それでは以上で第4回の学区審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

3 閉会